近時の特許庁審査・審判実務における明確性要件の適用の変化

―除くクレーム・サブコンビネーションクレーム等をめぐる 2025 年夏～2026 年 10 月の検証―

2026 年 10 月 13 日

Claude Opus 5.5

凡例　本文では、事実の確度を次の区分で示す。**【確認】**一次資料又は記事本文で確認した事実、**【二次】**法律・特許事務所の解説等の二次資料に依拠する事実、**【未確認】**一次資料で確認できなかった事項、**【分析】**調査者の分析・推測。上付き番号は文末の参考文献を示す。

要旨

① **【確認】**特許庁は「除くクレーム」の審査を組織的に引き締めた。令和 7 年 4 月の「お知らせ」、第 18 回審査基準専門委員会 WG（2025 年 11 月 17 日）での取組（起案例の周知、管理職による重点確認）、2026 年 6 月 25 日公表・7 月 1 日適用の審査基準・審査ハンドブック改訂がその根拠である[1–3]。

② **【確認】**明確性要件の審査基準本文（第 II 部第 2 章第 3 節）は改訂されていない。WG 委員の報告によれば、除くクレームの明確性は現行基準で対応可能と確認された[4,5]。**【二次】**一方、新設の審査ハンドブック第 XII 部第 1 章には、除く部分の定義不在や他文献引用形式を明確性違反となり得るものとする留意事項が明記された[6]。

③ **【未確認】**高石論考[7]が「明確性違反での処理が相次いでいる」根拠とする審判・異議・訂正事件 7 件は、本調査では J-PlatPat 等で原文を確認できなかった。独立した実務家の観察では、2025 年頃からの変化の中心は新規事項追加による拒絶である[8]。

④ **【分析】**変化の実質は、新たな規範の創設ではなく、既存枠組み（審査基準第 II 部第 2 章第 3 節 2.2・4.2）の適用強化と顕在化である。除く部分の外延が不明確な場合等は裁判所も明確性違反を追認する素地がある。他方、相手方装置等に関する記載が自装置を限定しないことのみを理由とする明確性違反判断は、要旨認定から除外する裁判所の枠組み（令和 3 年(行ケ)10056）と緊張関係に立つ。

⑤ **実務**：①当初明細書の充実と除くクレーム依存の回避、②サブコンビネーションは自装置側構成への引き直し、③訂正では発明を特定しない文言を追加しない、④論考の事件番号は原文確認のうえで依拠する。

第 1　調査の対象と方法

対象は、2025 年（令和 7 年）夏頃から 2026 年 10 月までの特許庁の審査・審判（訂正審判・特許異議申立てを含む）における特許法 36 条 6 項 2 号（明確性要件）の運用である。調査の端緒は、高石秀樹弁護士・弁理士の論考[7]である。論考の主張は前提とせず、特許庁の公表資料、審査基準専門委員会ワーキンググループ（以下「WG」）資料、裁判所ウェブサイト、法律・特許事務所の解説で独立に検証した。

J-PlatPat の審判検索は動的ページのため本調査では照会できず、個別の審決・決定・通知書の原文確認は未了である。

第 2　事実確認

1　令和 7 年 4 月「『除くクレーム』とする補正について」

【確認】特許庁ウェブサイトに調整課審査基準室名義で掲載されている。特許庁公式 X が 2025 年 4 月 3 日に掲載を告知した[1,9]。

【確認】要旨は次のとおり[1,10]。

- 特許法 70 条 2 項により用語の意義は明細書・図面を考慮して解釈される。しかし「除く」部分が出願当初の明細書等に明示的記載のない事項（拒絶理由通知の引用文献中の表現等）に基づく場合、明細書・図面を考慮して意義を解釈できず、想定どおりの技術的範囲にならないおそれがある。
- 除く部分の内容によっては、進歩性欠如（29 条 2 項）のほか明確性要件違反もあり得る。除く部分が発明の大きな部分を占める場合や多数にわたる場合には、一の請求項から一の発明を明確に把握できないことがある。

【確認】令和 8 年の審査基準改訂後、同頁には改訂を踏まえた追記がある[1]。論考の要旨紹介（明示的記載のない除く部分は明細書・図面を考慮して意義を解釈できない）は原文と整合する。

2　第 18 回 WG（2025 年 11 月 17 日）

【確認】資料 3「『除くクレーム』とする補正の考え方について」は、除くクレームとする補正について制度ユーザーから懸念が多数寄せられているとし、特許庁の取組として次の 3 点を挙げる[2]。

- 除くクレームとする補正に対する審査の起案例を作成し、考え方とともに審査官に周知する。

・ 審査で積極的に協議し、管理職が重点的に確認する。

・ 特許庁ホームページで対外周知する。

【確認】議事録では、引用発明で必須とされる構成を除いたうえで「阻害要因」を主張する実務が問題として取り上げられた[11]。

【確認】WG 委員を務めた今村玲英子弁理士は、除くクレームの明確性要件については現行審査基準で対応可能と確認され、審査基準の改訂は予定されていないと報告している。あわせて、審査ハンドブックに新規事項・進歩性・明確性を総合的に判断する事例が追加される予定とした[4]。論考の記載（明確性は基準本文を改訂せず、ハンドブックで手当て）はこの報告と一致する。

3　第 19 回 WG・意見募集・改訂（2026 年）

【確認】改訂案は第 18 回（2025 年 11 月 17 日）・第 19 回（2026 年 3 月 18 日）WG で承認された方向性に沿うもので、意見募集期間は 2026 年 4 月 8 日～5 月 7 日、提出意見は 18 件（団体 2・個人 16）であった[5,12,13]。改訂後の審査基準・審査ハンドブックは 2026 年 6 月 25 日に公表され、7 月 1 日以降の審査に適用されている[3,14,15]。

【確認】審査基準の主な改訂内容は次のとおり。

・ **新規事項（第 IV 部第 2 章 3.3.1(4)）**：除くクレームの類型(i)(ii)は判断基準ではなく「通常」許される具体例であることを明確化した。類型(i)は、請求項に係る発明が引用発明とたまたま重なるために新規性等が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除くことにより、技術的思想として顕著に異なる発明を含まないことを明らかにする補正、と改められた[5,6,16]。

・ **進歩性（第 III 部第 2 章第 2 節）**：「引用発明としての適格性を欠く」との表現を削除し、阻害要因は程度の差異を含めて総合評価する要素であることを明記した[6]。

・ **明確性（第 II 部第 2 章第 3 節）**：本文の改訂は確認できない[3,5]。

【二次】審査ハンドブックについて、名古屋国際弁理士法人の解説は次の点を挙げる[6]。

・ 第 XII 部第 1 章「『除くクレーム』とする補正がされた出願の審査」（12101～12103）を新設。

・ 明確性について、除く部分が大きい・多数の場合に加え、除く部分の定義が明細書等に記載されていない場合や明細書等の定義と異なる場合にも留意すべきことを明記。

- 「特開〇〇号公報の請求項〇に記載のＡを除く。」の形式は、当該文献を見なければ内容を把握できない場合には明確性要件違反となることを明記（12101）。
- 事例４件を新設。補正が認められた例は「縮合ピリミジン誘導体」「動物用経口投与組成物」、認められなかった例は「インクジェットプリンタ用洗浄液」「包装袋」。
- 特許庁は改訂を「運用の変更ではなく明確化」と位置付けている。

【未確認】特許庁のハンドブック本文は取得できず、事例「包装袋」の明確性判断の具体的理由は原文未確認である（第一次調査では、進歩性欠如に加え新規事項・明確性要件違反とされたと把握）[6]。

【確認】審判便覧の改訂案について 2026 年 8 月 10 日～9 月 11 日に意見募集が行われたが、除くクレーム・明確性に関する改訂が含まれるかは確認できない[17]。

4　論考が挙げる個別事件

論考[7]が明確性要件の積極的適用の根拠として挙げる事件の検証結果は次のとおり。

事件	論考の記載	検証結果
訂正 2025-390092（特許第 7525971 号）	見守り者用端末プログラム。「被見守り者用端末が携帯電話であるもの」等を除く訂正。令和 7 年 10 月 17 日起案の訂正拒絶理由通知（減縮非該当・明確性違反）、請求取下げ	**未確認**
異議 2026-700168（特許第 7728622 号）	相手端末の属性（スマートフォン）を除くクレーム、他端末を介した操作の規定等について明確性違反の取消理由	**未確認**
異議 2026-700348（特許第 7763556 号）	他端末を介した操作を規定した事項について明確性違反の取消理由	**未確認**
訂正 2026-390051（特許第 7553163 号）	モニタリングシステムの動作、バッテリ残量送信、ユーザが子供である等の規定。令和 8 年 6 月 24 日起案の訂正拒絶理由通知	**未確認**
不服 2024-10363（特願 2023-14504）【セミクローズ家具】	他の椅子状家具に関する事項について明確性違反と新規性・進歩性欠如を併用。令和 7 年 12 月 9 日審決、請求不成立	同名発明（株式会社イトーキ、特開 2022-172055＝特願 2022-094084、2024 年 8 月 13 日拒絶査定）の存在を確認[18]。特願 2023-14504 との対応と審決内容は**未確認**
不服 2024-9413	保持部・スイッチ等の他装置側構成を追加した補正を	**未確認**

事件	論考の記載	検証結果
（特願 2022-195248）【ショベル用のプログラム】	目的外補正・独立特許要件（明確性）違反で却下。令和 7 年 6 月 24 日審決	
不服 2003-23305（特願平 10-11785）	記録装置側の構成との関係でのみ定まる「拡散部」の記載を明確性違反とした。平成 19 年 1 月 22 日審決（従来から同型の枠組みが存在した例）	**未確認**

【分析】いずれも実在を否定する資料はない。ただし原文未確認のため、「2025 年夏以降、明確性違反での処理が相次いでいる」という量的主張は、現時点では論考の観察として扱うべきである。2025～2026 年の事件は第三者の審決データベースに未収録の可能性もある。

5　関連裁判例

裁判例	要旨	確認状況
知財高判令和 6 年 3 月 18 日 令和 4 年(行ケ)10127～10130、令和 5 年(行ケ)10027 【セレコキシブ組成物】（第 4 部）	訂正で追加した「ピンミルのような衝撃式ミルで粉砕された」との構成について、その範囲が明細書・技術常識を考慮しても明らかでないとして明確性違反を認め、無効不成立審決を取り消した	確認[19]
知財高判平成 25 年 3 月 29 日 平成 24 年(行ケ)10312 【液体インク収納容器】（第 3 部）	請求項でプリンタ側の構成を規定し、組み合わせるプリンタにより構成要件充足性が異なるとしても、発明の明確性を欠くとはいえないとして明確性違反の主張を排斥（請求棄却）	事件の存在・請求棄却・争点（進歩性・記載要件）は裁判所サイトで確認[20]。判示文言は論考の引用による[7]
知財高判令和 4 年 2 月 10 日 令和 3 年(行ケ)10056 【情報処理装置】（第 3 部）	「他の装置」に関する事項が当該装置の構造・機能等を何ら特定しない場合、除外して要旨を認定するのが相当（リパーゼ最判を引用）。進歩性の事件で、明確性は争点外	確認[21–23]
知財高判平成 23 年 2 月 8 日 平成 22 年(行ケ)10056 【液体収納容器】	サブコンビネーションクレームの発明の認定が進歩性判断の争点となった例	事件の存在・争点を解説で確認[24]
知財高判令和 6 年 11 月 27 日 令和 6 年(行ケ)10005 【電子患者介護用のシステム】	明確性・実施可能要件違反とした拒絶審決を取消し。「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」は明細書に具体的説明がなくとも不明確と	確認（論考外）[25–27]

裁判例	要旨	確認状況
（第 2 部）	はいえないとし、明確性判断に審査経過の参酌を認めなかった	
知財高判令和 4 年 8 月 4 日 令和 3 年(行ケ)10090 【噴射製品および噴射方法】	「粘膜への刺激が低減された」との作用的記載を加える訂正は減縮目的と認められないとして、訂正を認めた審決を取消し。争点は訂正要件で、明確性ではない	確認[28,29]
知財高判令和 5 年 3 月 9 日 令和 4 年(行ケ)10030 【ポリエステル樹脂組成物の積層体】（第 4 部）	除く訂正は特許請求の範囲の減縮に当たり新規事項の追加でもないとして取消決定を取消し。明確性・サポート要件は別途検討すべきとした	確認（論考外）[30]
最判平成 27 年 6 月 5 日 平成 24 年(受)1204・2658 （PBP）	特許庁は同判決を受け、審査基準第 II 部第 2 章第 3 節 4.3.2（PBP の明確性）を改訂（2015 年 9 月 16 日公表）	確認[31]
知財高判令和 7 年(ネ)10042【締結金物】 東京高判平成 16 年(行ケ)427【室温硬化性組成物】	論考は、前者を効果・目的の記載は構成を限定しないとした例、後者を複数訂正事項の全体評価で訂正目的を認めた例として紹介	**未確認**[7]

第 3　論考以外の情報源から見た動向

1　除くクレームの審査運用の変化（独立の指摘）

【確認】田中研二弁理士は 2026 年 4 月 21 日、除くクレームの審査について、2025 年頃から特許庁の内部運用が明らかに変わり、従来認められていた補正が新規事項追加として認められなくなったとの声が多いと指摘した[8]。

【二次】同記事は拒絶の理由付けを、(ア)新規事項追加、(イ)新規性・進歩性欠如の維持、(ウ)明確性・サポート要件等の記載要件違反に分け、観測範囲では(ア)が最多とする[8]。

【分析】独立した観察では変化の主役は新規事項であり、明確性は 3 つの経路の一つにとどまる。論考のいう「明確性要件の積極的適用」は、除くクレーム審査全体の厳格化の一断面と位置付けられる。

2　変化前の基準値

【確認】令和 5 年度特許委員会第 2 部会第 1 チームの調査（パテント Vol.78 No.7、2025 年）は次の結

果を示す[32]。

- 対象 1,122 件（特許事例 1,045 件、拒絶事例 77 件。拒絶事例は 2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）のうち、除くクレームの導入が認められなかったのは 35 件（約 3%）。
- 拒絶事例 77 件のうち、除くクレームの導入に起因して補正要件・記載要件違反が指摘されたのは 19 件で、うち明確性要件違反は 7 件。

【分析】2021 年度時点では、除くクレームを理由とする明確性違反の指摘はごく少数であった。2025 年以降の同種統計は見当たらず、変化の大きさは定量的に測れない。

3　明確性の拒絶理由一般

【確認】田中弁理士の集計では、明確性違反に補正せず反論した場合の成功率は 92%である[33]。**【二次】**同記事は、特許庁の明確性判断は裁判所の基準（第三者の利益が不当に害されるほどに不明確か）より厳しく細かいと評している[33]。

4　統計

【未確認】特許行政年次報告書や審判部の公表資料で、2024～2026 年の明確性違反の審決・異議決定件数の推移を示すものは見つからなかった。

5　実務家の評価

【二次】今村委員は、新規事項の判断をいたずらに厳しくすることは望ましくないとしつつ、出願人に当初明細書の充実を勧める[4]。名古屋国際弁理士法人は、除く部分の記載を一義的に明確にし、引用文献の表現の引き写しを避けるよう勧める[6]。

【二次】青和特許法律事務所の解説は、明確性の判断枠組みも明確化・見直しされたと記すが具体的記述はなく、特許庁の改訂概要とも整合しない可能性がある[34]。

第 4　分析

1　変化の実質

【確認】審査基準第 II 部第 2 章第 3 節 4.2 は 2015 年改訂以来、サブコンビネーション発明が「他のサブコンビネーション」に関する事項によって特定されているか否か、又はどのように特定されているかを当業者が明確に把握できない場合を、発明が不明確となる類型として定めている（検索サーバ・暗号化方式 A の例）[31,35]。否定的表現（除く）を含む請求項についても、除かれる前の範囲と除かれ

る範囲が明確でなければ不明確となり得ることは、従来から基準上の扱いであった[35,36]。

【分析】変わったのは運用である。具体的には次の 3 点である。

- 除くクレームへの組織的取組（起案例の周知、管理職による重点確認）[2]。
- ハンドブックによる明確性留意事項の具体化（定義不在、他文献引用形式）[6]。
- 発明を特定しない文言を要旨認定で「除外」する代わりに、「不明確」として拒絶・取消理由とする処理の選択（論考の指摘）[7]。審査基準第 III 部第 2 章第 4 節が、他のサブコンビネーションに関する事項を「記載がないものとして扱ってはならない」としていることと論理的に接続する。

【分析】論考は「第 2 の PBP ショック」と表現する。しかし PBP 最判は最高裁による規範定立であったのに対し、今回は基準本文が変わらない運用の厳格化である。影響の大きい分野（見守り・通信端末等の情報処理系サブコンビネーション、除くクレームによる訂正）はあるものの、根拠事例の原文確認が済まない段階で「ショック」と呼ぶ規模かは判断できない。

2　対象類型の広がり

【分析】ハンドブックの新設事例 4 件のうち 3 件は化学系である[6]。化学・材料分野では、明確性よりも新規事項・進歩性の厳格化の影響が先行すると見込まれる。ただし、除く対象を引用文献の表現のまま書いた場合や「特開〇〇の…を除く」形式の場合は、分野を問わず明確性リスクが明文化された。論考の家具事例（不服 2024-10363）が確認されれば、情報処理・通信分野以外への波及の裏付けとなる。

3　権利化後への影響

- **訂正**：減縮該当性（126 条 1 項 1 号）と独立特許要件（同条 7 項。明確性を含む）が審査される。発明を特定しない文言の追加は、減縮に当たらず、かつ不明確と判断されるリスクがある。作用的記載の追加を減縮と認めなかった裁判例がある（噴射製品事件）[28]。他方、外延が明確な除く訂正を減縮と認めた例もある（ポリエステル事件）[30]。
- **異議・無効**：登録済みの除くクレーム・サブコンビネーションクレームが、明確性を理由とする取消理由・無効理由の対象となるリスクが上がる。**【二次】**新規事項と判断された場合、除く記載を削除する補正が目的外補正となり打つ手がなくなる事態も指摘されている[8]。
- **侵害訴訟**：明細書に根拠のない除く部分は 70 条 2 項による解釈の支えを欠き[1]、技術的範囲の想定外の解釈や、明確性違反の無効の抗弁（104 条の 3、123 条 1 項 4 号）の材料となる。権利者が

「非限定事項だから充足不要」と主張するほど明確性違反の抗弁を裏付けてしまうジレンマもある（論考の指摘）[7]。

4　反対論と裁判所の見通し

想定される反対論は次のとおりである。

① リパーゼ最判と令和 3 年(行ケ)10056 に従えば、発明を特定しない記載は要旨認定で除外すれば足り、範囲自体は明確である[22]。

② 裁判所の判断基準（セレコキシブ事件等。第三者の利益が不当に害されるほどに不明確か）に照らせば、非限定文言は範囲を狭めないだけで第三者に不利益はない[7]。

③ 「非限定＝広範」を「非限定＝不明確」に置き換える論理的飛躍がある（論考自身も指摘）[7]。

④ 基準本文が変わらないまま運用が変わると予見可能性を損なう。特許庁自身も「運用の変更ではない」としている[6]。

【分析】裁判所の見通しは類型によって分かれる。

- **除く部分の外延が不明確・他文献参照に依存する場合**：明確性違反を追認する可能性が高い。
- **PBP 的記載等で範囲自体が不明確な場合**：セレコキシブ事件で既に裁判所が違反を認めた類型である[19]。
- **他のサブコンビネーションに関する事項が自装置を何ら限定しないことのみを理由とする場合**：取り消される可能性が相応にある。令和 3 年(行ケ)10056 の要旨認定除外の枠組み[22]、相手方の規定があっても明確とした平成 24 年(行ケ)10312[20]、明確性否定の審決を取り消した令和 6 年(行ケ)10005[26]がその根拠である。ただし、相手方の規定が自装置構成を実質的に限定するかは事案ごとの判断となる。

2026 年 10 月時点で、この最後の類型を正面から扱った審決取消訴訟の判決は確認できていない。

第 5　実務対応

1　出願時

- 除くクレームに頼らずに済むよう、上位・中位・下位概念、選択肢、好ましい範囲、代替構成、適用対象外の条件を当初明細書に段階的に記載する[4]。

- サブコンビネーションクレームでは、相手装置の動作・属性を、自装置が何を受信・送信・判定・処理するかという自装置側の構成として記載する。利用者属性（子供等）や相手端末の属性（スマートフォン等）は、自装置の処理を分岐・限定する条件として書く（例：受信した車両種別情報が商用車を示す場合は所定処理を実行しない）[7]。
- 効果・目的の記載は、それを実現する構造・組成・数値範囲と明細書上で対応付けておく。

2　審査対応（補正・意見書）

- 除くクレームは最後の手段とし、積極的な限定を優先する。
- 用いる場合は、除く対象を当初明細書の用語で定義し直し、引用文献の表現の引き写しや「特開〇〇の…を除く」形式を避ける[6]。意見書では、除く前後の範囲がいずれも請求項の記載自体から把握できることを説明する。
- 明確性の指摘には、補正しない反論も有力である（成功率 92%との集計がある）[33]。**【分析】**サブコンビネーション関連では、(i)当該記載が自装置の入力条件・出力条件・処理条件として構成を限定し技術的意味を持つこと、(ii)仮に限定でないとしても要旨認定から除外されるにとどまり範囲は明確であること（令和 3 年(行ケ)10056）、の二段構えで主張するのが有効と考える。

3　訂正

- 発明を特定しない文言（他装置の動作、効果・目的、利用者属性）を追加しない。自装置側の構成による減縮に組み替える[28]。
- 除く訂正は、減縮該当性と独立特許要件（明確性）の両面から事前に検証する。外延が明確であれば減縮と認められる余地がある[30]。
- 問題の文言を削除する訂正は、その文言が限定として機能していたと評価されると実質的な拡張・変更（126 条 6 項）となり得るため、個別に検討する[7]。

4　異議・無効・侵害訴訟

- 権利者は、技術的範囲の主張（非限定事項として扱う）と無効の抗弁への反論（発明特定事項として扱う）が矛盾しないよう、訴訟初期から主張構成を整理する[7]。
- 被告側では、除くクレームや非限定文言を含む特許に対し、進歩性に加えて明確性違反の無効の抗弁を検討する価値が上がっている。

5　検証作業

- 論考の事件 7 件は、依拠する前に J-PlatPat の審判検索（審判番号・特許番号）で審決・決定・通知書の原文を確認する。
- 審査ハンドブック第 XII 部第 1 章の本文（特に事例「包装袋」）を特許庁の原文で確認する。

第 6　調査の限界

- 審査ハンドブック第 XII 部第 1 章の番号・明確性留意事項・事例の内容は、事務所解説（二次資料）に依拠している。
- 論考の個別事件 7 件と、締結金物・室温硬化性組成物の各判決は未確認である。「未確認」は不存在を意味しない。
- 2025 年以降の明確性違反の件数統計は公表資料に見当たらず、「相次いでいる」との傾向は論考と実務家の定性的観察に基づく。
- 裁判所の見通しは、確認済みの判例の枠組みからの推測である。審判便覧改訂の内容次第で、審判段階の運用がさらに明文化される可能性がある。
- 一部の参考文献は再検証時に本文を取得できなかった。該当する文献には参考文献欄に注記した。

参考文献

[1]　特許庁 調整課審査基準室「『除くクレーム』とする補正について」（令和 7 年 4 月。令和 8 年の審査基準改訂後に追記あり）。https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html（※第一次調査時に内容確認。再検証時は本文取得不可。）

[2]　産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 第 18 回審査基準専門委員会ワーキンググループ 資料 3「『除くクレーム』とする補正の考え方について」（2025 年 11 月 17 日）。https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/18-shiryou/005.pdf（※第一次調査時に内容確認。再検証時は本文取得不可。）

[3]　特許庁「審査基準の改訂について」（2026 年 6 月 25 日。7 月 1 日以降の審査に適用）。https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/r8_shinsa_kijun_kaitei.html

[4]　今村玲英子「『除くクレーム』に関連する審査基準改訂の方向性と実務上の留意点」知財 Cutting Edge（2026 年 3 月時点の記述。弁理士法人創英ウェブサイト掲載）。https://www.soei.com/wp/wp-content/uploads/2026/03/知財 CuttingEdge-「除くクレーム」に関連する審査基準.pdf

[5]　特許庁 審査第一部調整課審査基準室「『特許・実用新案審査基準』改訂案の概要」（2026 年 4 月 8 日）。https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/document/260408_tokkyo-shinsakijun/kaiteian.pdf

[6]　竹中謙史（名古屋国際弁理士法人）「特許・実用新案審査基準／審査ハンドブック改訂の実務ポイント―令和 8

年 7 月 1 日以降の審査に適用されます―」（2026 年 7 月 9 日）。https://www.patent.gr.jp/articles/p5861/

[7] 高石秀樹（中村合同特許法律事務所）「近時の特許庁審査・審判実務にみる明確性要件の積極的適用」知財実務情報 Lab.（2026 年 10 月 13 日）。https://chizai-jj-lab.com/2026/10/13/1013-2/

[8] 田中研二「審査基準改訂案についての私見：『除くクレーム』の新規事項判断はどうあるべきか」知財実務情報 Lab.（2026 年 4 月 21 日）。https://chizai-jj-lab.com/2026/04/21/0418-2/

[9] 特許庁公式 X（@jpo_NIPPON）「『除くクレーム』とする補正についての留意点を掲載しました」（2025 年 4 月 3 日）。https://x.com/jpo_NIPPON/status/1907623644983128559（※投稿日は投稿 ID からの推定。）

[10] 名古屋国際弁理士法人「『除くクレーム』とする補正」に関する特許庁お知らせの解説記事。https://www.patent.gr.jp/articles/p5324/（※表題・掲載日は未確認。）

[11] 同 第 18 回審査基準専門委員会ワーキンググループ 議事録（2025 年 11 月 17 日）。https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/index/18_gijiroku.pdf（※第一次調査時に内容確認。再検証時は本文取得不可。）

[12] 特許庁「『特許・実用新案審査基準』改訂案に対する意見募集」（2026 年 4 月 8 日）。https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260408_tokkyo-shinsakijun.html

[13] 特許庁「『特許・実用新案審査基準』改訂案に対する意見募集の結果」（2026 年 6 月 25 日。提出意見 18 件）。https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260625_tokkyo-shinsakijun_kekka.html（※頁の正式表題は未確認。）

[14] 特許庁「『特許・実用新案審査ハンドブック』の改訂について」（2026 年 6 月）。https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/kaitei/202606.html（※本文未取得。）

[15] アンダーソン・毛利・友常法律事務所 IP&ET ニュースレター IPETN2026-8（2026 年 8 月 25 日）。https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins6_pdf/IPETN2026-8.pdf（※記事表題は未確認。）

[16] 和田雄二（弁理士法人創英）「[特許／日本]審査基準改訂の概要（2026 年 7 月改訂）」（2026 年 7 月 21 日）。https://www.soei.com/特許／日本審査基準改訂の概要（2026 年 7 月改訂）/

[17] 特許庁 審判部審判課審判企画室「『審判便覧』改訂案に対する意見募集」（2026 年 8 月 10 日～9 月 11 日。e-Gov 案件番号 630300000）。https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/260810_shinpan.html（※e-Gov 掲載情報で確認。）

[18] Google Patents「JP2022172055A セミクローズ家具」（出願人 株式会社イトーキ、特願 2022-094084）。https://patents.google.com/patent/JP2022172055A/

[19] 小林（イノベンティア）「製法に明確性要件違反ありとして特許無効審判における不成立審決を取り消した『セレコキシブ組成物』事件知財高裁判決について」。https://innoventier.com/archives/2024/07/17184（※掲載日の記載なし（URL 上は 2024 年 7 月）。）

[20] 裁判所 裁判例情報「知財高判平成 25 年 3 月 29 日 平成 24 年(行ケ)第 10312 号」。https://www.courts.go.jp/hanrei/83169/detail7/index.html（※判断部分の本文は未取得。）

[21] 渡辺洋（弁護士法人大江橋法律事務所）「サブコンビネーション発明の要旨認定」IP Newsletter 2022 年 4 月号（No.64）。https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/IPNewsletter202204.pdf

[22] 飯島（イノベンティア）「サブコンビネーション発明の要旨認定に関する情報処理装置事件知財高裁判決につい

て」。https://innoventier.com/archives/2022/06/14779（※掲載日の記載なし（URL 上は 2022 年 6 月）。）

[23] 中村合同特許法律事務所「令和 3 年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞」。https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/令和 3 年行ケ 10056【情報処理装置事件】＜東海林＞/（※本文未取得（表題は検索結果による）。）

[24] 髙野芳徳（弁護士法人内田・鮫島法律事務所）「いわゆる『サブコンビネーションクレーム』の発明の認定が進歩性判断の争点になった事例」。https://www.ip-bengoshi.com/archives/3310

[25] 中村合同特許法律事務所「令和 6 年(行ケ)10005【電子患者介護用のシステム】＜清水響裁判長＞」。https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/令和 6 年行ケ 10005【電子患者介護用のシステム】＜清/（※第一次調査時に内容確認。再検証時は本文取得不可。）

[26] 奈良大地（弁護士法人内田・鮫島法律事務所）「明確性要件の判断に当たって、審査経過の参酌を認めなかった事例」。https://www.ip-bengoshi.com/archives/7965

[27] 岩﨑翔太（弁護士法人大江橋法律事務所）「本願の明確性要件及び実施可能要件を否定した審決を取り消した事例」IP Newsletter 2025 年 2 月号（No.98）。https://ohebashi.com/jp/newsletter/IPNewsletter202502.pdf

[28] 小林紀史（弁理士法人創英）「特許 令和 3 年(行ケ)第 10090 号『噴射製品および噴射方法』（知的財産高等裁判所 令和 4 年 8 月 4 日）」（2022 年 12 月 20 日）。https://www.soei.com/特許　令和３年（行ケ）第１００９０号「噴射製/

[29] 弁理士法人深見特許事務所「国内裁判例レポート 2023 年第 29 号」（2023 年 10 月 19 日）。https://www.fukamipat.gr.jp/d_report/2023-29/

[30] 飯島（イノベンティア）「『除くクレーム』と訂正要件に関する『ポリエステル樹脂組成物の積層体』事件知財高裁判決について」。https://innoventier.com/archives/2023/04/14856（※掲載日の記載なし（URL 上は 2023 年 4 月）。）

[31] 特許庁 調整課審査基準室「『特許・実用新案審査基準』の改訂について」（2015 年 9 月 16 日。10 月 1 日以降の審査に適用）。https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/h27_kaitei.html

[32] 令和 5 年度特許委員会第 2 部会第 1 チーム「除くクレームの限界についての検討」パテント Vol.78 No.7（2025 年）85–97 頁。https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4660

[33] 田中研二「明確性違反に対してどのように反論すればよいか？」知財実務情報 Lab.（2025 年 6 月 24 日）。https://chizai-jj-lab.com/2025/06/24/20250619/

[34] 青和特許法律事務所「『特許・実用新案審査基準』改訂の概要」（2026 年 8 月 31 日）。https://www.seiwapat.jp/ip/post-45.html

[35] 特許庁「特許・実用新案審査基準 第 II 部第 2 章第 3 節 明確性要件」。https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203bm.pdf（※再検証時は本文取得不可。版の日付は未確認。）

[36] 廣田由利（河野特許事務所）「審査基準の改訂～『明確性要件』改訂のポイント～」（2015 年 11 月 12 日）。https://knpt.com/contents/news/news2015.11.12.pdf